

「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂箇所

1. 前回のワーキング・チームにおける論点の整理

論点1：事業報告書の「会計に関する部分」の定義及び範囲

- ✓ 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書（以下、「独法監査基準」という。）において、事業報告書のうち会計に関する部分を「会計帳簿の記録に基づく記載部分」と定義することと整理された。また、会計に関する部分の範囲については、日本公認会計士協会の実務指針において記載すべきと整理された。

論点2：情報の結合性（プラットフォーム）

- ✓ 日本公認会計士協会の実務指針において、参照先の報告書等は会計監査人の監査対象ではないと記載すべきと整理された。

論点3：中期目標等期間の最終年度に係る事業報告書の取扱い

- ✓ 総務省行政管理局の事務連絡において、会計監査人に提出される事業報告書の自己評価に係る記載がやむを得ずblankとなることが容認されることを記載すべきと整理された。

論点4：企業会計における監査報告書記載区分等の動向

- ✓ 企業会計における監査基準の改訂に合わせ、独法監査基準の記載区分等を修正することとされた。具体的には、以下のとおり。
 - ・「会計監査人の意見」の記載箇所を監査報告書の冒頭に変更
 - ・「意見の根拠」の記載の追加（除外事項がある場合の記載を含む）
 - ・「監事の責任」の記載の追加
- ✓ 「監査上の主要な検討事項」については、今回の独法監査基準の改訂の対象には含めないこととされた。
- ✓ なお、企業会計の監査基準では「継続企業の前提」に関して監査人が検討を行うこととされており、今般の監査基準の改訂において当該継続企業の前提に係る記載の改訂がなされた。独立行政法人については、その制度の仕組みから、継続企業の前提に関して検討を要する状況が想定し難いことから、独法監査基準には継続企業の前提に係る特段の規定を置いていない。このため、今回の独法監査基準の改訂に際しても、修正の対象とする必要はないのではないか。

2. その他の主な改訂箇所

- ✓ 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂に基づき修正してはどうか。具体的には以下のとおり。
 - ・「取引及び事象」、「取引及び会計事象」、「会計事象や取引」 → 取引その他の事象
 - ・利害関係者 → 国民その他の利害関係者
- ✓ 独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針を踏まえた以下の修正を行ってはどうか。
 - ・財政状態、運営成績（又は運営状況）、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況 → 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況

以上